沿岸広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和７年12月５日

沿岸広域振興局長　小　國　大　作

１　路線名　283号

２　供用開始の区間　釜石市新町116番１地先から160番３地先まで

３　供用開始の期日　令和７年12月５日

４　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　沿岸広域振興局土木部

（２）　期間　令和７年12月５日から令和８年１月５日まで